



田中豊文 議員

コロナ後のまちづくりの方向性について

問 新型コロナウイルス感染症は地域社会へ深刻な影響をもたらしている。この危機は現代社会のあり方を真摯に見つめ直す絶好の機会とも言え、コロナが終息した後の地域社会のあり方を、頭を切り替えて考えるべきだとも言えるが、コロナを乗り越えた後のまちづくりをどのように考えているのか、終息後を見据えた周防大島における新しい時代のまちづくりのビジョンについて町長の見解を問う。

また、これまでのようなイベ

ントの参加者数といった表面的な成果ではなく、量から質へ、本物が求められる時代になると考える。例えば定住対策についてはどのように進める考えなのかを問う。

答 新しい未来の姿は描けていないが、環境を重視し人と自然を生かしたまちづくりを推進したい。定住対策は定住促進協議会の取り組みをはじめ、定住促進住宅の建設などを進めて行く。



消防団員への報酬支給方法について

問 地域の安心安全を担う消防団員に対して、一人につき月額1万6千円の報酬が支払われているものと承知しているが、他

の自治体においては、この報酬が分団の口座にプールされ、消防団の活動費等に使われ問題となつた事例もある。これについて総務省消防庁は、報酬は団員個人に直接支給するべきものとする旨を指摘していることだが、本町における報酬支給方法の実態について問う。

答 合併後、消防団幹部会議で協議し現在に至っており、実情に即した対応も必要と考える一方で、指摘を踏まえて幹部会議の議題にあげるが、当面は各分団の判断により団員への直接支払もできるよう対応する。

病院事業局における契約について

問 病院再編計画による経営改善の一方で、工事や備品調達における徹底したコストカットが必要であることは再三申し上げてきたものであり、病院事業局

においても既に取り組んでいるとは思いますが、随意契約を積極的に採用してきた契約実態が、現在どのように改善しているかについて問う。

平成26年度から総額1億円以上の額で継続契約をしていることについて、(株)日本経営と随意契約をした法的根拠の摘要に疑いがあることや、予定価格を決定せずに契約額を決めたことは問題であり、要するに1社見積では「言い値」で契約したと言われても仕方のないことだが、このような指摘についてどのように説明し対処するのかを尋ねる。

答 随意契約率は、昨年度の86%から今年度36%と減少している。コンサルタント契約は全国自治体病院協議会からの推薦により(株)日本経営に決定したものであり、契約額についても妥当と考えているが、予定価格を定めていなかったことは反省すべき点である。